

思いやり駐車場を利用される方へ

この駐車場は、島根県発行の「思いやり駐車場利用証」や他県発行の「身体障がい者等用駐車場利用証」をお持ちの方が利用できます。

駐車場利用証をお持ちの方は、ルームミラーにつり下げ、車の外から見えやすいところに掲示してください。

駐車場利用証をお持ちでない方で、障がいなどにより歩行が困難な方には、島根県庁障がい福祉課で思いやり駐車場利用証を発行しますので、下記までお問合せください。

問い合わせ先

〒690-8501

島根県松江市殿町2番地（県庁第二分庁舎1階）

島根県健康福祉部障がい福祉課

TEL：0852-22-6526

※月曜日から金曜日（祝祭日除く）8:30～17:15